

役員等報酬に関する規程

社会福祉法人 長寿村

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長寿村（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものである。

(常勤役員等の報酬)

第2条 常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから、別表1、別表2、別表3の報酬は支給しない。ただし旅費等は実費で支給することができる。

(非常勤役員等の報酬)

第3条 非常勤役員等については、別表1、別表2、別表3に基づいて報酬等を支給することができる。

(理事長、副理事長の報酬)

第4条 理事長、副理事長については、各々、月額報酬500,000円の上限範囲内で支給することができる。その額については理事会において決定する。月額報酬として支給した場合は、別表1、別表2、別表3の報酬は支給しない。ただし旅費等は実費で支給することができる。また、月額報酬として支給しない場合は、別表1、別表2、別表3に基づいて支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 1 理事会、評議員会、評議員選任解任委員会に出席した場合については、別表1により報酬及び旅費を支払うことができる。
- 2 法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。
- 3 法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
 - ア. 旅費は、実費を支給する。
 - イ. 業務遂行に必要な経費の実費を原則として支給できる。
 - ウ. 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - エ. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(決算賞与)

第6条 理事に対して、常勤非常勤を問わず、計算書類における経常増減差額が、黒字かつ当期資金収支差額に資金不足が生じない範囲内で、経常増減差額の5%を上限額とし、評議員会により定められた理事報酬の総額の範囲内で、決算賞与として支給することができる。その額については理事会において決定する。

(報酬等の上限額)

第7条 当法人の理事、監事及び評議員に対する、各年度における報酬等の上限総額は次のとおりとする。

- 全理事 3,000 万円以内
- 全監事 100 万円以内
- 全評議員 150 万円以内

(報酬等の支給方法)

第8条 理事長、副理事長に対する報酬等の支給については、毎月末日までとする。但し、当日土・日曜休日に当たるときは、その日前で最も近い土・日曜休日でない日に支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、支払い事実が発生したのち、速やかに本人に直接その全額を支払う。
- 3 決算賞与の支給時期は、毎年7月とする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
- 5 報酬等は、通貨により本人に（死亡により退任した者にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできる。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改正)

第12条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成10年10月 1日より適用する。

この改定規程は、平成10年12月12日より適用する。

この改定規程は、平成16年12月 4日より適用する。

この改定規程は、平成20年 6月 1日より適用する。

この改定規程は、平成21年 4月 1日より適用する。

この改定規定は、平成29年 7月 1日より適用する。